

事 務 連 絡  
平成 29 年 8 月 9 日

(公社) 広島県労働基準協会長 殿

広島労働局労働基準部健康安全課長

建築物解体等作業における石綿の事前調査の講習会の実施について

平素から労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建築物の解体等の作業に当たっては、労働者の石綿ばく露防止のため、建築物に使用されている石綿の有無を把握することが不可欠です。このため、石綿障害予防規則第3条において事前調査の実施が義務づけられており、事業者は、同条第1項に基づき、書面調査及び現地調査を行うとともに、これにより石綿使用の有無が明らかとならなかったときは、同条第2項に基づき、当該建材が石綿を含有するか否か分析を行わなければならないとされています。

こうした中、厚生労働省では、労働者の石綿ばく露防止を図るため、事前調査の精度底上げを目的として、事前調査の講習会（分析を除く。）及び石綿分析の講習会をそれぞれ行うことにいたしましたので、ご案内申し上げますとともに、関係者への周知や参加勧奨に行っていただきますようお願いいたします。

講習会周知用リーフレットは、貴会の周知媒体に応じて御活用いただけるよう講習会の種別ごとに、1ページ版／2ページ版をそれぞれ同封しているほか、カラー版を申込み Web サイトに掲載しております。

